

埼玉県保育所設置認可基準

平成１２年１０月３０日（健康福祉部長決裁）

平成１４年７月３日改正

平成１７年７月２１日改正

平成２５年４月１日全部改正

平成２８年１０月２０日改正

令和５年５月１日改正

第１ 趣旨

この基準は、児童福祉法施行条例（平成２４年埼玉県条例第６８号。以下「施行条例」という。）その他法令の定めるもののほか、保育所の設置認可及び認可内容の変更に当たって遵守すべき事項を定める。

第２ 保育所設置認可の指針

１ 保育所設置認可に係る基本的な需給調整の考え方

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成２６年７月２日内閣府告示第１５９号。以下「基本指針」という。）に定められた「子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）に基づき、基本指針第三の四の２の（二）の（２）「都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方」を踏まえることとする。

２ 市町村長の意見

保育所の設置認可申請に当たっては、当該保育所が設置される市町村長の当該認可申請に対する意見書（前記１に定める県計画への適合状況が明らかになる内容のものとする。）の添付を求めることとする。

第３ 認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、第２で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこととする。

１ 定員

保育所の定員は、２０人以上とすること。

２ 設置主体

設置主体は法人とする。

ただし、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 社会福祉法人又は学校法人による設置認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、施行条例に適合するかどうかを審査するほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第5項第4号に掲げられた基準によって審査することとする。

(2) 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者による設置認可申請

① 審査の基準

社会福祉法人等以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、施行条例に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項各号に掲げられた基準によって審査することとする。その際の基準については以下のとおりであること。

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

「必要な経済的基礎がある」とは、以下の（ア）及び（イ）のいずれも満たすものをいうこと。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については（ウ）も満たすこと。

（ア）原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号）に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。

（イ）保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

（ウ）直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

と。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいうこと。

（ア）実務を担当する幹部職員が、保育所等において２年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

（イ）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

（ウ）経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。

3 経済的基礎

（１）事業の用に供する不動産

ア 所有権等の権利

保育所の経営に直接必要な全ての不動産について、所有権又は賃借権若しくは地上権を有していること（国又は地方公共団体からの貸与若しくは使用許可を含む。）。

イ 地上権・賃借権の登記

国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている土地又は建物については、原則として地上権又は賃借権を登記しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の運営の継続性の確保が図られると判断できる場合には、登記を行わないこととしても差し支えない。

（ア）建物

賃貸借期間が 10 年以上の場合

（イ）土地

貸主が埼玉県住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

ウ 抵当権等の取扱い

原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての不動産について、抵当権等の担保権及び保育所の経営に支障となる権利が存在しないこと。

ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

なお、次に掲げる場合であっても、国又は地方公共団体の補助金を受けて整備した又は整備する予定の建物及び構築物については、担保権等の登記設定前に、補助金交付要件に基づく財産処分の承認を得ること。

(ア) 独立行政法人福祉医療機構からの借入れ（協調融資を含む）による抵当権設定である場合

(イ) 駅前等（概ね駅から1km圏内）に土地及び建物両方の貸与を受けて保育所を設置する場合であって、市町村長が待機児童対策のため特に必要と判断する場合

(ウ) 既に認可を受けた保育所において、次のaからdの基準に照らし、知事の承認を得た場合

a 担保提供の目的の妥当性

担保の提供が保育所の運営に必要な借入金のためであり、担保権等設定者がその保育所を経営する法人であること。

b 担保提供の必要性

この方法以外に適当な資金調達手段がないこと。

c 担保提供方法の妥当性

当該担保提供にかかる借入金も含めた法人の借入金の償還計画が、法人の経営状況や今後の事業収入、法人に対する寄付金収入の見込み等から確実に返済できると認められること。

また担保を提供する借入先が公的団体又は確実な民間金融機関であること。

原則として根抵当権でないこと（元本確定した場合はこの限りでない。）。

d 担保提供に係る意思決定の適法性

理事会、取締役会など法人として、借入金の目的及び担保提供の必要性についての意志決定がなされており、議事録が整備されていること。

(エ) これから認可を受けようとする保育所にかかる不動産にあつて、既に担

保提供をしている場合又はこれから担保提供をしようとする場合において、次の基準に照らし、知事の承認が見込まれる場合

a 担保提供の目的の妥当性

担保の提供が保育所用地として使用される土地の購入又はその保育所建設に必要な借入金のためであり、担保権等設定者がその保育所を経営する法人であること。

b 前記（ウ）のbからdの基準を満たすこと。

エ 建物の耐震性等

耐震性が確保され、建築基準法及び消防法その他関係法令に適合すること。

（2）土地又は建物を賃借して保育所を行う場合の賃借料の水準等

ア 賃借料の水準

地域の水準に照らして、適正な額以下であること。

イ 賃借料の財源

賃借料の財源について、既存事業からの継続的財源確保、市町村からの継続的補助等安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

ウ 社会福祉法人以外の法人が保育所を経営する場合

イの財源以外に認可時において、①1年間の賃借料に相当する額及び②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

ただし、②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）については、賃借料が設置主体から貸主へ前払いされている場合、前払いされた額のうち1年間分として支払われた賃借料に相当する額を、②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の2分の1の範囲内で差し引くことができる。

エ 収支予算の計上

賃借料及びその財源が収支計算書に適正に計上されていること。

（3）運転資金

保育所の運転資金として、設置しようとする保育所の年間事業費（年間経常支出）の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。

（4）経営の健全性

ア 既設法人にあっては財務内容が適正であること。

イ 収支計画が適正であること。

4 名称

保育所の名称は、公序良俗に反しないものであり、当該市町村内に同一の名称がないこと。

5 職員

(1) 施設長

施設長は原則として常勤かつ専任職員とする。必ずしも保育士であることを要しないが、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。

(2) 保育士

保育士は常勤職員（当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１か月に勤務すべき時間数が１２０時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務するもの。以下同じ。）をもって確保することを基本とするが、保育所の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件をすべて満たす場合には、施行条例上の定数の一部に短時間勤務の保育士（常勤職員の保育士（以下「常勤の保育士」という。）以外の者。以下同じ。）を充てても差し支えない。

なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

ア 各組や各グループにおける常勤の保育士の配置

常勤の保育士が各組や各グループに１名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る施行条例上の保育士定数が２名以上の場合は、１名以上ではなく２名以上）配置されていること。

イ 勤務時間の換算

常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

(3) 調理員

調理業務のすべてを委託する施設であって、平成１０年２月１８日付け児発第８６号厚生省児童家庭局長通知「保育所における調理業務の委託について」

に定められた要件を満たしている場合は、調理員を置かないことができるものとする。

(4) 嘱託歯科医の設置

昭和58年4月21日付け児発第284号厚生省児童家庭局長通知「保育所における嘱託歯科医の設置について」に基づき、嘱託歯科医を設置すること。

6 屋外遊戯場（園庭）に関する要件

(1) 屋外遊戯場に代わるべき場所の取扱い

公園等を屋外遊戯場に代わるべき場所とする場合は、次の条件を満たすものであること。

ア 移動の安全確保

当該保育所の入所児童の徒歩圏内に公園・寺社境内など、当該児童が日常的に使用可能な空間が存在し、かつ、当該児童の移動の安全が確保されていること。

イ 適格性

当該児童が活動する場所において、汚染物質の存在、落下物等の危険、転落防止措置が施されていない池沼の存在、その他保育を行うにあたり不適切な要素がないこと。

ウ 優先的な使用権限

優先的な使用権限を持つこと。ただし、以下の条件を満たし、保育の実施に支障がないと認められる場合は、必要としない。

(ア) 待機児童が存在する地域であること。

(イ) 使用するに当たり、所有者の文書による承諾（優先的使用権までは必要ない）が得られ、かつ、所有権を有する者が国及び地方公共団体又は公共的団体等、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。

なお、国又は地方公共団体の施設を屋外遊戯場として使用する際には、市町村長の意見書において、上記①及び②の要件が満たされている旨述べられていれば、別途文書による承諾を得なくとも差し支えない。

(2) 屋外遊戯場を屋上に設ける場合の要件

用地が不足し、地上に利用可能な場所がない場合には、前記（1）によるほか、次に掲げる要件を充足した上で屋上を屋外遊戯場とすることができること。

ア 保育環境への配慮

保育所保育指針に示された保育内容の指導が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

イ 屋上施設

屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。

ウ 防災上の配慮

(ア) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

(イ) 屋上から地上又は避難路に直結する避難用階段が設けられていること。

(ウ) 油その他引火性の強いものを置かないこと。

(エ) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させるなど乳幼児の転落防止に適したものとすること。

(オ) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

(カ) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

7 医務室等の取扱い

医務室、調乳室及び沐浴室については、必ずしも完全な独立性を要せず、居室を区画する方法であっても差し支えないものであること。

第4 社会福祉法人以外の法人に対する認可の条件

社会福祉法人以外の法人に対する認可については、以下の条件を付すものとする。

- ① 施行条例の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 33 条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- ③ 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- ④ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、②に定める区分ごとに、積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、②に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

⑤ 毎会計年度終了後３か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、知事に対して提出すること。

a 前会計年度末における貸借対照表

b 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

c 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書
ただし、学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

⑥ 保育所の経営を行うために直接必要なすべての不動産について、これを処分し、又は担保に供する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

第５ 夜間保育所の設置認可

夜間保育所の設置認可については、「夜間保育所の設置認可等について」（平成１２年３月３０日児発第２９８号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成１２年３月３０日児保第１５号厚生省児童家庭局保育課長通知）によることとする。

附 則

この基準は、令和５年５月１日から施行し、同年４月２１日から適用する。